

(在校生用)

高等学校就学支援金

就学支援金の申請等の手続きを行う期間になりました。

〆切は、7月9日(金)です。

現在(6月分まで)、

●就学支援金を受給されている方

マイナンバーを既に提出している場合は、手続きは原則不要です。

7月にご家庭の所得情報が更新されますので、これに基づいて改めて受給資格の確認を県が行い、9月末に決定通知をお送りします。

継続決定(※)された場合は、7月分～翌年6月分(最終学年は3月分)まで、授業料がかからなくなります。

所得制限により受給資格消滅となった場合は、就学支援金は支給されないため、授業料がかかります。

また、辞退を希望する場合は事務室へご相談ください。

収入の修正申告や税額の更正決定による課税情報の変更や、離婚・死別・再婚、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、随時学校へ連絡してください。

●就学支援金を受給されていない方(＝授業料納付者)

認定されているが、マイナンバー未提出の方、生活保護受給の方

手続きが必要です。受給資格認定申請により、新規認定(※)された場合は、7月分～翌年6月分(最終学年は3月分)まで、受給されます。

辞退の場合も提出書類があります。

裏面参照のうえ、ご提出ください。

申請書類は、7月に自宅へ郵送します。

※継続決定、新規認定となる方は、保護者等(親権者)の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が304,200円未満の場合です。(「均等割額」は含みません。)

★提出する「マイナンバー関係書類」とは…

見本が「授業料に係る必要な手続きについて」の3ページにあります。

なお満20歳以上の生徒さんは、自身の保険証のコピーを提出してください。

マイナンバー関係書類の提出が難しい方は、事務室へご相談ください。

<問い合わせ先> 金沢中央高等学校事務室 電話 076-243-2166

高等学校就学支援金

就学支援金4月申請（授業料4～6月分）の結果通知が、6月末に郵送されます。

結果をご確認のうえ、7月申請（授業料7月～来年6月分）の手続きをお願いします。

×切は、7月9日（金）です。

「認定」の方（マイナンバー提出済）→ 手続き不要です。

7月にご家庭の所得情報が更新されますので、これに基づいて改めて受給資格の確認を県が行い、9月末に決定通知をお送りします。

継続決定（※）された場合は、7月分～翌年6月分（最終学年は3月分）まで、授業料がかからなくなります。

所得制限により受給資格消滅となった場合は、就学支援金は支給されないため、授業料がかかります。

また、辞退を希望する場合は事務室へご相談ください。

収入の修正申告や税額の更正決定による課税情報の変更や、離婚・死別・再婚、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、随時学校へ連絡してください。

「認定」の方（マイナンバー未提出や証明書を提出した方）

「不認定」の方

裏面参照のうえ、ご提出ください。

申請書類は7月に自宅へ郵送します。

「辞退」の方は、通知がありません。

※継続決定、新規認定となる方は、保護者等（親権者）の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が304,200円未満の場合です。（「均等割額」は含みません。）

★提出する「マイナンバー関係書類」とは…

見本が「授業料に係る必要な手続きについて」の3ページにあります。

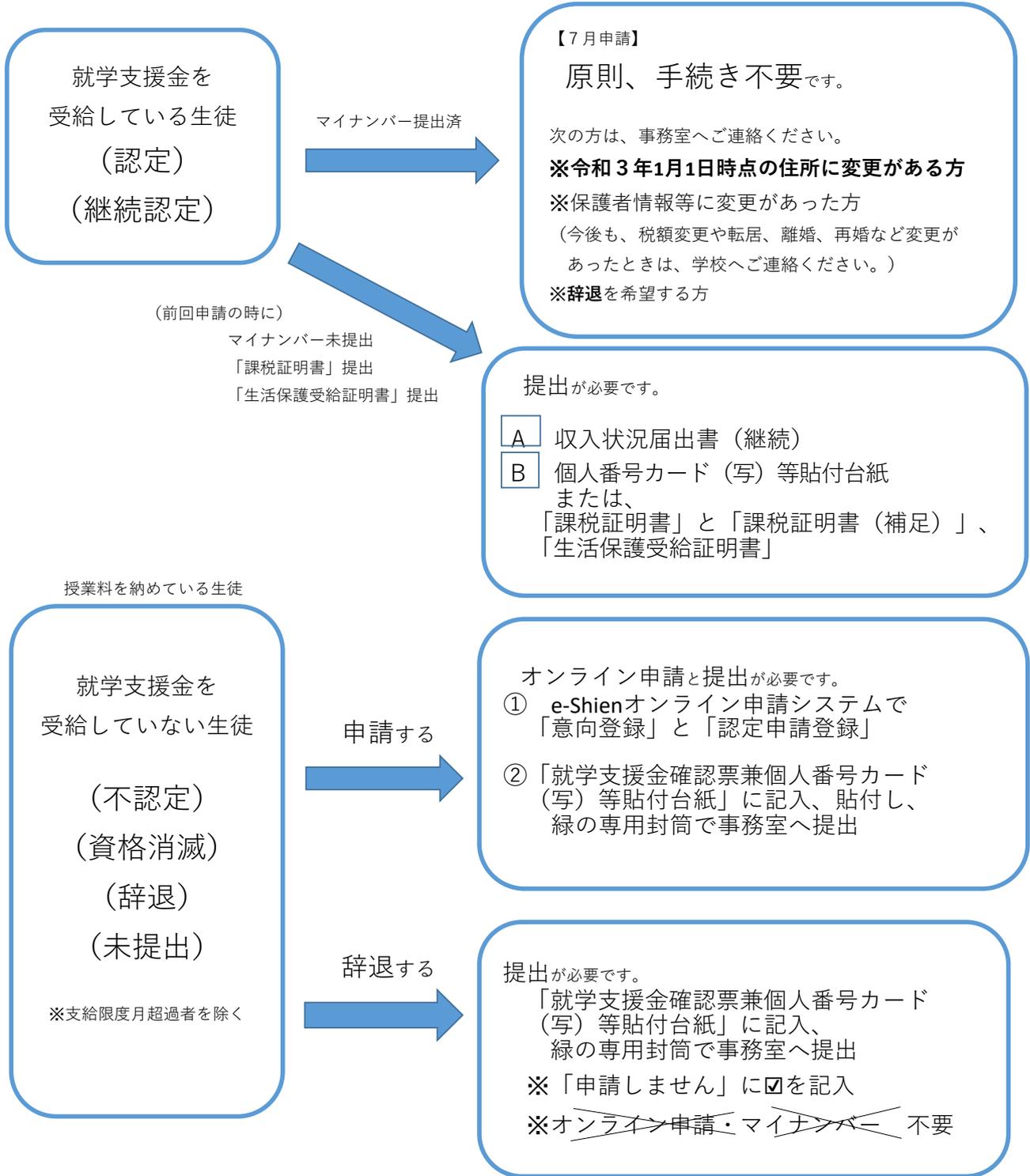
マイナンバー関係書類の提出が難しい方は、事務室へご相談ください。

<問い合わせ先> 金沢中央高等学校事務室 電話 076-243-2166

7月申請の対象者について

(●●●●) : (●●●●) は、前回結果です。

新入生は、6月下旬に郵送される4月申請の結果をみて、7月申請の必要な方はご提出ください。



【提出締切】7月9日 (金)

※手渡し又は郵送で事務室へご提出ください。

マイナンバー関係書類を郵送する場合は、身元確認書類 (運転免許証、パスポートなど) の写しを追加し、簡易書留でお送りください。

<問い合わせ先> 石川県立金沢中央高等学校事務室 電話 076-243-2166

記入例 「種類・課程：定時制」 「学年・組・番号：234H 50番」